

# 死者に関する情報の取扱いについて

本市において、個人情報保護条例では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義する一方、情報公開条例では、原則不開示とされる「個人に関する情報」に死亡した個人の情報も含まれるなど、両条例における「個人情報」は、必ずしも同一のものではなく、また、いずれの条例による開示請求があっても死者に関する情報は、原則開示されない。

このため、本市が保有する死者に関する情報について、開示又は提供が求められた場合、両条例の趣旨を踏まえながら、実施機関が個別に判断しており、案件によっては、その判断に苦慮することもあり、死者に関する情報の取扱いについて整理することが課題となっている。

## 1 死者に関する情報のとらえ方

### (1) 個人情報保護条例（第2条）

- ・個人情報 生存する個人に関する情報 →死者の情報は対象外

【解釈A】死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となる。

### (2) 情報公開条例（第7条第2号）

- ・個人に関する情報 開示請求があった場合に不開示となる情報

【運用】死者の個人情報の取扱い・・・「個人」には、死亡した個人も含まれる。

## 2 開示請求

### (1) 自己に関する個人情報の開示請求

個人情報保護条例(第13条)

- ・何人も自己に関する個人情報の開示請求をすることができる。(生存する個人)  
※生存する個人に開示請求権があるが、【解釈A】の場合は、開示請求できる。

### (2) 公文書開示請求

情報公開条例第7条第2号のただし書きのいずれにも該当しない場合は不開示

→ 公文書開示請求制度では、原則、死者の情報を開示することはできない。

## 3 情報提供

実施機関（所管課）が独自に要綱等を制定し、情報提供を行っている例

### (1) 診療記録

患者本人が死亡した場合の患者の父母等の、診療情報の提供の申出によるもの

### (2) 介護保険関係文書

生存する被保険者の委任による開示の申出によるもの

### (3) 事故や火災等の被害報告書

個人情報の提供に関する指針により、案件ごとに個別に判断し、報告書に記載された医療機関名及びその所在地情報を口頭で提供